令和元年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和元年7月16日

筑西広域市町村圏事務組合

令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第	1	日	(7	月	1	6	日)	1

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
臨時議長の紹介	4
開 会	4
開	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	5
選挙第1号 議長の選挙	5
議長就任の挨拶	6
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	6
議会運営委員長の報告	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
選挙第2号 副議長の選挙	9
副議長就任の挨拶	1 0
管理者の招集挨拶	1 0
報告第1号 処分事件報告について	1 1
報告第2号~報告第4号 処分事件報告について	1 2
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	1 9
監査委員就任の挨拶	1 9
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	2 0
議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、採決	2 1
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	2 5
議室第6号~議室第8号の上程 説明 質疑 採決	2.6

議案外	報告	〒 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)	2 8	8
閉会中	の継	継続審査の申し出について	2 9	9
閉	会		2 9	9

令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和元年7月16日(火)午後2時30分開会 筑西市議会議事堂

日程第 1 選挙第1号 議長の選挙について

令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程(その2)

令和元年7月16日(火)午後2時30分開会 筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第 4 報告第1号 処分事件報告について
- 日程第 5 報告第2号 処分事件報告について
 - 報告第3号 処分事件報告について
 - 報告第4号 処分事件報告について
 - (3件一括上程)
- 日程第 6 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第3号 財産の取得について
 - 議案第4号 財産の取得について
 - (2案一括上程)
- 日程第 9 議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について
 - 議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
 - 議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
 - (3案一括上程)
- 日程第11 議案外報告 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(19名)

1番 谷田部 則 君 2番 大 山 和 則 君 由 3番 中 座 和 君 三 敏 4番 濹 隆 君 5番 森 正 雄 君 6番 保 坂 直 樹 君 7番 大 橋 康 則 君 8番 佐 藤 仁 君 9番 風 野 和 視 君 10番 潮 田 新 正 君 林 悦 仁 亚 正 巳 11番 子 君 12番 君 尾 木 恵 子 君 守 茂 君 13番 14番 箱 樹 君 戸 甲子夫 君 15番 堀 江 健 16番 榎

19番

稲

葉

里

子

君

17番 三浦 譲 君

20番 孝 井 恒 一 君

欠席議員(1名)

18番 早瀬悦弘君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

理 者 須 藤 茂 君 副管理者 前 場 文 夫 君 副管理者 大 塚 秀 喜 君 常任幹事 大 武 英 君 常任幹事 常任幹事 関 \Box 貴 君 柴 保 之 君 会計管理者 中 君 事務局長 洋 君 谷 茂 美 福 田 事務局 危画財政課長 務 君 杉 山 雄 須 藤 正 明 君 総務課長 県西総合公園 管理事務所長 筑西遊湯館 齌 藤 唯 久 君 中 Щ 道 康 君 館 長 環境センター きぬ聖苑場長 田 貴 司 君 豊 勝 昭 君 築 \Box 所 消防本部 洗货 消防本部 杉 Щ 貞 夫 君 内 田 昭 彦 君 防 消 筑 西 市 市長公 鈴 敦 史 君 室 木 秘書課長

職務のため出席した者

事務局次長 宮田勝人君 課長総務

事務局総務課 総務グループ 岡 野 勇 君 係 長 事務局総務 課長補佐兼 増 渕 克 博 君 総務グループ 増 渕 克 博 君 係 長

◎臨時議長の紹介

〇事務局長(福田 洋君) 改めまして、こんにちは。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長の福田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今般、結城市及び筑西市議会議員改選に伴い、組合議会の正副議長が不在となっております。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で孝井恒一議員さんが年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

孝井恒一議員、議長席にお着き下さい。よろしくお願いいたします。

[臨時議長 孝井恒一君議長席に着席]

〇臨時議長(孝井恒一君) ただいまご紹介をいただきました結城市議会選出の孝井恒一でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

〇臨時議長(孝井恒一君) それでは、これより令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

(午後 2時30分)

◎開議の宣告

○臨時議長(孝井恒一君) ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、結城市議会、18番、早瀬悦弘君であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

〇臨時議長(孝井恒一君) 今般、結城市及び筑西市議会議員の改選がありましたので、この際、全議員の紹介をいたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

宮田事務局次長。

〇事務局次長(宮田勝人君) ご紹介いたします。

結城市、大橋康則議員、同じく佐藤 仁議員、同じく早瀬悦弘議員、本日は欠席となっております。

同じく稲葉里子議員、同じく孝井恒一議員。

筑西市、中座敏和議員、同じく三澤隆一議員、同じく森 正雄議員、同じく保坂直樹議員、同じく 仁平正巳議員、同じく尾木恵子議員、同じく箱守茂樹議員、同じく堀江健一議員、同じく榎戸甲子夫 議員、同じく三浦 譲議員。

桜川市、谷田部由則議員、同じく大山和則議員、同じく風野和視議員、同じく潮田新正議員、同じ く林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

〇臨時議長(孝井恒一君) この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いた します。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

〇臨時議長(孝井恒一君) これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇臨時議長(孝井恒一君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇臨時議長(孝井恒一君) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に仁平正巳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました仁平正巳君を議長の当選人と決めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○臨時議長(孝井恒一君) ご異議なしと認めます。よって、仁平正巳君が議長に当選されました。 ただいま議長に当選されました仁平正巳君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項 の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

〇臨時議長(孝井恒一君) 仁平正巳君のご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 仁平正巳君登壇〕

〇新議長(仁平正巳君) 筑西市選出の仁平正巳でございます。一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議長選挙に際しましては、皆様方のご推挙をいただき、議長に就任できましたこと、心から厚く御礼申し上げます。今、改めて議長の責任の重大さを身をもって感じているところございます。 令和という新しい時代にふさわしい広域組合の議長として、不撓不屈の精神をもって、円滑なる議会 運営をしてまいりたいと考えております。議員の皆さんをはじめ執行部並びに関係各位の皆様方の温 かいご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、お礼と挨拶にかえさせていただきます。 ありがとうございました。

○臨時議長(孝井恒一君) 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

仁平正巳君、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

[臨時議長退席、議長着席]

〇議長(仁平正巳君) 議長席を交代いたしました。

それでは、書類整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時50分

〇議長(仁平正巳君) 会議を再開いたします。

◎諸般の報告

〇議長(仁平正巳君) 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

〇議長(仁平正巳君) 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、既に管理者より配付された とおりであります。

[管理者配付文書]

筑広組発第43号 令和元年7月16日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤

茂

令和元年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

- 報告第1号 処分事件報告について(和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて)
- 報告第2号 処分事件報告について (工事請負契約の一部変更について)
- 報告第3号 処分事件報告について(平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号))
- 報告第4号 処分事件報告について (平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏 特別会計補正予算 (第2号))
- 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第2号 工事請負契約の締結について(し尿処理施設基幹的設備改良工事)
- 議案第3号 財産の取得について(災害対応特殊救急自動車)
- 議案第4号 財産の取得について(災害対応特殊消防ポンプ自動車)
- 議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圈事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について
- 議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
- 議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
- 議案外報告 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)

◎議会運営委員長の報告

〇議長(仁平正巳君) 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月11日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、保坂直樹君。

〔議会運営委員長 保坂直樹君登壇〕

○議会運営委員長(保坂直樹君) 皆さん、こんにちは。報告に先立ちまして、去る7月11日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長を仰せつかりました筑西市の保坂直樹でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今般、結城市及び筑西市選出の組合議員任期満了に伴い、新たに結城市から佐藤 仁議員、 早瀬悦弘議員が、筑西市から森 正雄議員、堀江健一議員、三浦 譲議員が議会運営委員に選任され ておりますので、ここにご報告いたします。 それでは、令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、議会運営委員会を 開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてでありますが、これは既に 終了しております。

次に、議事日程(その2)における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてでありますが、本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第2号 副議長の選挙についてであります。

日程第4は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、報告第2号 処分事件報告についてから報告第4号 処分事件報告についてまで、3 件を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第7は、議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

日程第8は、議案第3号 財産の取得についてから議案第4号 財産の取得についてまでの2案を 一括上程するものであります。

日程第9は、議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)であります。

日程第10は、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正についてから議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、3案を一括上程するものであります。

日程第11は、議案外報告 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)であります。

日程第12は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会の服装についてでありますが、クールビズ対応の服装として、ノーネクタイも可と する。ただし、議場への入退場及び登壇する際は、上着を着用することに決定いたしております。

以上、議会運営委員会におきまして決定しましたので、議事の進行につきましては、皆様の特段の ご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

終わります。

〇議長(仁平正巳君) 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

〇議長(仁平正巳君) これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられました方々の議席につきましては、会議規則第3条第1項の規定により、

議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

宮田事務局次長。

〇事務局次長(宮田勝人君) 議席を朗読いたします。

3番議席に中座敏和議員、4番議席に三澤隆一議員、5番議席に森 正雄議員、6番議席に保坂直 樹議員、7番議席に大橋康則議員、8番議席に佐藤 仁議員、12番議席に仁平正巳議員、13番議席に 尾木恵子議員、14番議席に箱守茂樹議員、15番議席に堀江健一議員、16番議席に榎戸甲子夫議員、17 番議席に三浦 譲議員、18番議席に早瀬悦弘議員、19番議席に稲葉里子議員、20番議席に孝井恒一議員。

以上でございます。

〇議長(仁平正巳君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(仁平正巳君) 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、8番、佐藤 仁君、11番、林 悦子君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(仁平正巳君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存 じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。 副議長に大山和則君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大山和則君を副議長の当選人と定める ことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(仁平正巳君) ご異議なしと認めます。よって、大山和則君が副議長に当選されました。 ただいま副議長に当選されました大山和則君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第 2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長(仁平正巳君) 大山和則君のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 大山和則君登壇〕

〇新副議長(大山和則君) こんにちは。桜川市の大山和則です。お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様のご推挙を賜り、副議長を拝命いたしました。仁平議長を補佐し、広域発展のために尽力を努めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

◎管理者の招集挨拶

〇議長(仁平正巳君) この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。 須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

〇管理者(須藤 茂君) 令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたびの正副議長選挙におきまして、めでたくご就任されました仁平議長、大山副議長 には心よりお祝いを申し上げたいと思います。

また、今回新たに組合議員となられました結城市と筑西市の議員の皆様には、筑西広域圏民のためにご協力賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、私ごとではございますが、去る4月17日開催しました正副管理者会議におきましてご推挙を いただき、組合管理者に就任いたしましたことを本席をおかりいたしましてご報告申し上げたいと存 じます。

組合管理者として、これまでも圏域発展のため全力で取り組んでまいりました。今後も意見を幅広くお聞きし、広域行政関係各位と連携を密にし、圏域住民の皆様が安心して生活できる圏域づくりの

ため全力を注いでいく所存でございますので、議員の皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、今臨時会への提出案件でございますが、処分事件報告4件、人事案件1件、契約案件1件、 財産の取得2件、補正予算1件、条例改正3件、議案外報告1件でございます。議案等の内容及び提 案理由など詳細につきましては、各担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜ります ようよろしくお願いを申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎報告第1号 処分事件報告について

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第4、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。 直ちに説明を求めます。

杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) 今年度より消防長を拝命しました杉山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第1号 処分事件報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、 同条第2項の規定により報告します。

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて。

令和元年6月7日処分でございます。

次のページをお開き願います。専決処分の写しでございます。

- 1、相手方、桜川市在住個人でございます。
- 2、和解の方法、本組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解 するものとする。
 - 3、損害賠償の額、金1万1,664円。

次の3ページをお開き願います。事故の種類は、物損事故。事故の相手方は、桜川市在住個人でございます。

事故の概要としまして、令和元年5月9日午前5時35分ころ、桜川市内のひとり暮らし老人宅に設置された緊急通報システム火災センサーが発報したため、消防隊が出場したものでございます。現場に到着し、その原因を調査するため屋内に入り活動を開始しましたところ、隊員の携行していた拡声器が居間のガラス戸に接触し、ガラス2枚を破損したものでございます。

なお、当該事故の過失割合につきましては、当組合10割でございます。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。なお、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

◎報告第2号~報告第4号 処分事件報告について

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第5、報告第2号 処分事件報告についてから報告第4号 処分 事件報告についてまで、以上3件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、報告第2号について、杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) 報告第2号 処分事件報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

工事契約の一部変更について。

令和元年6月7日処分でございます。

次のページをお開き願います。専決処分の写しでございます。

- 1、契約の名称及び議決年月日について。契約の名称は、筑西消防署川島分署新築工事。議決年月日、平成30年12月20日でございます。
- 2、変更の内容でございますが、変更前の契約金額6億6,096万円。変更後の契約金額6億9,231万円。増加額3,135万円でございます。

次の3ページからは参考資料となりまして、当該工事に係る概要について記載してございます。

今回変更となりましたのは、4の請負金額でございまして、ただいま説明したとおりでございます。

次に、増額理由としましては、工事着工後に、当初の想定以上となる地盤の軟弱さが判明したため、 庁舎の安全性、そして利便性向上等に鑑み、施工方法を変更したことにより、増額が生じたものでご ざいます。

なお、ここで訂正がございます。3ページの8、建物概要の3段目、「延床免責」の「免責」が誤りですので、訂正をお願いしたいと存じます。大変失礼しました。

なお、次の4ページに増額概要をお示ししてございますので、ご参照下さいますようお願い申し上 げます。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(仁平正巳君) 続いて、報告第3号から報告第4号について、福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

〇事務局長(福田 洋君) ご説明申し上げます。

報告第3号 処分事件報告についてでございます。平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計 補正予算(第3号)。

平成31年3月31日処分でございます。

裏面に専決処分書の写しを添付してございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予 算(第3号)。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本件につきましては、筑西ふるさと市町村圏事業廃止に伴う筑西ふるさと市町村圏特別会計の清算 金866万8,000円を筑西広域市町村圏事務組合一般会計に繰り入れる補正をお願いするものでございま す。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じますので、6ページ、7ページを お開きいただきたいと存じます。

2、歳入でございます。款6項1目1繰越金の補正額866万8,000円の減額は、7ページ右側の説明欄にございます2の前年度繰越金の減額でございます。

款10繰入金、項1目1特別会計繰入金の補正額866万8,000円の増額は、説明欄にございます1の筑 西ふるさと市町村圏特別会計繰入金でございます。これは、筑西ふるさと市町村圏事業廃止及び筑西 ふるさと市町村圏特別会計の清算に伴う清算額866万8,000円を筑西広域市町村圏事務組合一般会計に 繰り入れるため、同額を繰越金の減額で対応したものでございます。

なお、平成30年度一般会計歳入歳出予算の総額60億575万円に変更はございません。

以上のことにつきまして、平成31年3月31日付にて清算となることから、専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第4号 処分事件についてでございます。

平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第2号)。

平成31年3月31日処分でございます。

裏面が専決処分書の写しでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第2号)。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ2億3,277万9,000円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本件につきましては、ただいま報告第3号でご説明申し上げました筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴い、筑西ふるさと市町村圏特別会計を清算することから、特別会計内の残額を一般会計へ繰り出すためのもので、歳入歳出ともに予算上の清算による収入済額と支出済額を合わせた補正予算をお願いするものでございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げたいと存じますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。2、歳入でございます。款1財産収入、項2財産売払収入、目1有価証券売払収入の補正額765万3,000円の増額は、11ページ右側の説明欄にございます1の筑西ふるさと市町村圏基金売却益の増益によるものでございます。

次に、款 2 繰入金、項 1 目 1 基金繰入金の補正額1,000円の増額は、筑西ふるさと市町村圏基金の定期預金1,640万324円の端数処理によるものでございます。

款3項1目1繰越金の補正額9万4,000円の増額は、平成29年度決算不用額の精算処理によるもので ございます。

款4諸収入、項1目1組合預金利子の補正額1,000円の増額は、筑西ふるさと市町村圏特別会計の銀行口座解約利息の受け入れによるものでございます。

また、項2目1雑入の補正額3,000円の増額は、イベント保険戻入分などの精算処理によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。 3、歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費の補正額825万2,000円の増額は、特別会計清算のため会計内の残額を一般会計へ繰り出すため、13ページの節28繰出金866万9,000円を増額し、節 8 報償費 2 万4,000円の減額から、節14使用料及び賃借料8,000円の減額までの 5 項目合計41万7,000円を差し引いた残額で、款 2 項 1 目 1 予備費の補正額50万円を精算減額するものでございます。

報告第4号につきましても、平成31年3月31日付にて清算することから、専決処分させていただい たものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、三浦 譲君。

〔17番 三浦 譲君登壇〕

O17番(三浦 譲君) 筑西市の三浦です。報告の第2号で、川島分署に関係する増額の件ですけれども、この理由というのが工事をしてみたら軟弱地盤が確認されたということによるというものですけれども、普通建設工事をする場合には、地盤の調査をするわけで、それがどういうふうなことでこ

ういう新たな後で分かったということになるのかどうかというのが1つと。

これが分かってからどのような経過を経て、今回の増額の形になってきたのか、その協議といいますか、内部なのか、どこかと協議したのか、そういう点で質問いたします。よろしくお願いします。

〇議長(仁平正巳君) 三浦 譲君の1回目の質疑に答弁願います。

杉山消防長。

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) お答えさせていただきます。

川島分署に関する件につきましては、平成30年の3月に地質調査を行いまして、計画地の地盤が若 干軟弱ではないかというようなことはありましたが、擁壁を含めた土木工事に関することで、その時 点では強度と経済性を考慮した施工方法で計画しておりました。今回の変更は、施工段階において載 荷試験や擁壁直下のボーリング調査を実施し、掘削時の状況を実際に検討した結果、想定以上の軟弱 地盤が確認されたというものでございます。

次に、経過協議等についてでございますけれども、建設地東側の江連用水との境界に設置を予定しておりましたL型擁壁及び敷地南東側に予定しておりました防火水槽が掘削段階による地質状況を考慮すると軟弱であるということで、従来の施工方法では将来的または地震等の転倒、または不同沈下する可能性があるということで、施工監理業者より指摘がございました。また、工事請負業者からも施工後の不安が払拭できないというような申し出があったものでございます。

そのため、消防本部、組合等で協議しました結果、当該擁壁は、建物と近接しており、建物に関わる水道、電気等の各種配管が直近を通るため、擁壁が傾くことにより、配管が破損することも予想されるということで、建物と同程度の強度が必要ではないか、さらに2点目は、建物が完成した後では、狭隘な条件となるため、修復が極めて困難である、3点目、災害時に多数の避難者が消防応援の拠点となる施設が擁壁等が崩壊し、庁舎機能に影響を及ぼすことはあってはならない、そういったことから早急な対応が必要だろうということで、今回の決定に至ったものでございます。

以上でございます。

〇議長(仁平正巳君) 三浦 譲君。

O17番(三浦 譲君) 早急な対応が必要だということは理解ができますし、やらなくてはならないわけですけれども、その地盤調査をする上で、軟弱なこともある程度想定していたというような答弁でしたけれども、そういった場合にはボーリングとかいろな方法で調査をするべきだったろう、これは結果論から言えばですけれども、ただこの説明文によりますと、掘削段階で軟弱地盤ですから、相当深く掘ってみたらということなのか、この文章からだとそんなに深い掘削にも見えないのですが、それで改めて分かったというのは、一般的にそこに大きな建物という場合には、それなりの地盤調査というものがあるのだろうと思うのです。その辺ちょっと素人考えではよく分かりませんので、その辺が、資料で例えばそういういろんな数字だとかそういうのはあるのでしょうけれども、そういうのでもオーケーという形で行ったということなのですが、その辺の考え方どうやったのか、もう一度よ

ろしくお願いします。

- **〇議長(仁平正巳君)** 杉山消防長。
- **〇消防本部消防長(杉山貞夫君)** 引き続き回答させていただきます。

最初の時点で若干の軟弱地盤というのは確認できたということでお話しさせていただきましたけれども、用水に近いほうというような認識があったものですから、調査全体が軟弱であるというようなことは考えておりませんでした。

最初の工法では、L型の擁壁底版から1.8メートルの深さに砕石を入れて、軟弱な部分を置きかえて やろうというような想定をしておりました。施工業者と請負業者からの指摘を受けて、トータル的に 判断した結果が柱状改良法ということで、6.3メートルから6.5メートルの土の中にコンクリートの柱 をつくる工法で改良する工法に変更することによって、建物と同等の強度がはかれるということにな りました。

以上の内容でございます。

- **〇議長(仁平正巳君)** 三浦 譲君。
- **O17番(三浦 譲君)** 緊急を要することで、これは先ほども言ったように、いいか悪いかの話ではありませんので、ただこういうふうに後でどうしても補正しなくてはならないとなると、経費のほうはどういうふうになるのですか。説明書の計算の割合では、そんなに変わらないというふうにも理解できるのですが、いかがでしょうか。
- **○議長(仁平正巳君)** 3回目の質疑に答弁願います。 杉山消防長。
- **〇消防本部消防長(杉山貞夫君)** 答弁申し上げます。 継続費の内側に記載されておりますけれども……
- **〇議長(仁平正巳君)** 福田事務局長。
- **〇事務局長(福田 洋君)** 三浦議員さんのご質問にお答えいたします。

変更額の3,135万でございますが、こちら継続費を組んでございますので、その継続費の中で対応してございます。

[「以上で終わります」と言う人あり]

○議長(仁平正巳君) ほかにございませんか。

11番、林 悦子君。

- **O11番(林 悦子君)** 監査委員なのですけれども、聞いていいのでしょうか。聞いてもいいのなら聞きますし、慣例として聞いてもらっては困るのなら……
- **〇議長(仁平正巳君)** 議長において許可します。登壇して下さい。

[11番 林 悦子君登壇]

O11番(林 悦子君) 11番、林です。流れが分からないので整理するためにちょっとお聞きしたい

のですけれども、この工事につきましては、当初予算を幾らに計上していたか。

- 2点目、予定価格を幾らかに入れていたか。
- 3点目、変更前落札価格は何%だったか。

4点目、そして現在、この変更後、ここで議決をすると差金は幾らかになるのか、幾ら残るのか。 この4点について数字を教えて下さい。

- ○議長(仁平正巳君) 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。 須藤事務局企画財政課長。
- **〇事務局企画財政課長(須藤正明君)** それでは、ご答弁申し上げます。

本工事につきましては、当初9億円の予算を計上してございます。

[「9億ジャストですか」と言う人あり]

〇事務局企画財政課長(須藤正明君) そうです。 9 億円でございます。

そして、次の予定価格につきましては、大幅にこれはダウンしてございますが、6億4,742万円でございます。税抜き価格でございます。

続きまして、落札率でございますが、94.53%でございます。

続きまして、差金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、9億円から消費税込み額の契約 金額6億6,096万円を引いた額、2億3,904万円となってございます。

以上でございます。

- **〇議長(仁平正巳君)** 林 悦子君。
- **○11番(林 悦子君)** 私の認識では、当初予算に9億も取っていて、そして落札価格94%と言っていますけれども、3億ぐらい残っているわけですよね。それで、その間、今回これ追加工事が発生するわけで、それでもその後差金が2億3,900万もあると、この当初予算額との差額の中でまた追加工事が発生すれば、ある一定金額内ですけれども、30%でしたっけ、随意契約でどんどん積み重ねられるわけで、要するに随意契約で運用の幅がもともと広かったという事業ですよね、これ。だったら、当初予算9億で予定価格6億4,000万というのは、この差額はどうしてこうなってしまうのと、では最初の当初予算額が見積もりが多過ぎたのではないかとか、先ほどの三浦議員さんのおっしゃるように、それだけ予算を持っているのだったらば、その中でボーリング調査でも何でもできたのではないかというふうに思いまして、こんなに数字が2億も3億も違ってしまっても通るのかなというのがすごく不思議です。この流れを追いかけていくとそういうことでしょう。差金が2億もあるのですよ、2億4,000万も。これというのは結構自由に使える、自由度の高いお金になってしまいますよね。そうすると、議会の議決要らないのですよね。この辺のことはこれで、筑西市さんは、筑西市さんを基本にやっていらっしゃると思うので、筑西市さんはと言うのですが、構わないのですか、こんな大きな金額が差金で残っても。それだけです。

〇議長(仁平正巳君) 杉山消防長。

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) ただいまのご質問にお答えします。

この9億円の話ですけれども、当初はもっと敷地面積も広く、建物の面積ももう少し広かったということでの9億円の算定となってございます。地権者との交渉の中で面積が縮小になる。そして、当然その敷地の面積に合わせて建物の面積も若干小さくなったという経緯がございます。それで多少金額が圧縮されたという経緯がございます。

以上でございます。

〇議長(仁平正巳君) 林 悦子君。

O11番(林 悦子君) 時系列的にどういう事情があったのだか分かりませんけれども、私なんかの認識だと、だったら敷地面積がきちんと決まった段階で数字が上がるのではないかなというふうに、どうしても少ない予算でやっている市なので、筑西市さんのように余裕があるわけではないので、こんな差金が出るとびっくりしてしまうのですけれども、いずれにしても差金が出れば、それは非常に執行部にとって自由度の高いお金になるということは事実です。やっぱり敷地面積が決まって、普通出すのではないのかななんて思うものですから、ちょっと聞いてみました。それ以上は聞きません。もうちょっとよく考えます。

以上です。

〇議長(仁平正巳君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(**仁平正巳君**) 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(仁平正巳君) 次に、日程第6、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、大橋康則君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117 条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔7番 大橋康則君退場〕

○議長(仁平正巳君) それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

〇管理者(須藤 茂君) ご説明をいたします。

議案第1号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員につきましては、組合規約第15条第2項の規定により、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 結城市大字結城8477番地1

氏 名 大橋康則議員さん。

生年月日 昭和42年5月15日生まれでございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に略歴が記載されておりますので、ご参照いただきたい と存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。大橋康則君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、大橋康則君が監査委員に選任されました。

大橋康則君の除斥を解きます。

〔7番 大橋康則君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

- **○議長(仁平正巳君)** ただいま監査委員に選任されました大橋康則君のご挨拶をお願いいたします。 [7番 大橋康則君登壇]
- **〇7番(大橋康則君)** 監査委員を仰せつかりました結城市の大橋康則でございます。このたび、筑 西広域市町村圏事務組合の監査委員にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

圏域発展のため、そしてスムーズな行政運営を心がけて頑張ってまいりますので、皆様のご協力よろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とそれから御礼にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第7、議案第2号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

〇事務局長(福田 洋君) それでは、議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

し尿処理施設基幹的設備改良工事について、下記により契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、し尿処理施設基幹的設備改良工事でございます。
- 2、契約の方法は、随意契約でございます。
- 3、契約金額は13億6,400万円でございます。

契約の相手方は、東京都品川区南大井6丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長小木均でございます。

1枚めくっていただきまして、参考資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。このし尿処理施設基幹的設備改良事業は、平成30年度から令和2年度までの3カ年継続事業で進めている事業でございます。工期は、契約の翌日から令和3年3月31日でございます。環境センターのし尿処理施設でございますが、平成7年2月の竣工以来24年が経過し、老朽化が進んでいる状況でございます。適宜修繕等を実施してまいりましたが、機器によりましては既に耐用年数が過ぎているものもございます。竣工時と比較いたしまして、処理能力の低下、それからし尿及び浄化槽汚泥の逆転した割合への対応も必要ということから、基幹的設備改良を実施し、15年程度の延命化を図るものでございます。

財源につきましては、循環型社会形成推進交付金事業の活用と、令和2年度までを期間とする東日本大震災に係る震災復興特別交付税措置の活用によりまして、国庫交付金が交付対象額の3分の1の

3億7,161万円、震災復興特別交付税が交付対象額から国庫交付金を除きました額の95%の7億600万円、起債が建設費交付金対象外部分の充当率75%で1億9,620万円、残りが一般財源で1億273万円となっております。

2ページ、3ページには、工事内訳の項目を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第8、議案第3号 財産の取得について及び議案第4号 財産の 取得についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) 議案第3号 財産の取得についてご説明申し上げます。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの でございます。

- 1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、取得予定価格3,771万2,958円。

契約の相手方、茨城県水戸市泉町2丁目3番24号、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史 朗です。 本日、追加資料として配付させていただきました議案第3号の参考をお開き願います。調達概要で ございます。重複する箇所については省略させていただきます。

- 2、納入場所、筑西広域市町村圏事務組合消防本部。
- 4、予定価格3,881万2,958円。
- 5、落札価格3,771万2,958円。いずれも税込みでございます。
- 6、落札率97.17%。
- 7、納入期限、令和2年1月31日。
- 9、調達目的、桜川消防署高規格救急車の更新でございます。
- 10、仕様ですが、議案書の2ページ、そして3ページに仕様書概要をお示ししました。概要としまして、ハイルーフ型の救急専用シャシに呼吸器循環管理用の資機材、そして搬送用資機材、救出用資機材、消毒用資機材などを積載し、救急隊が適切な救急処置を行える十分な活動スペースと傷病者に苦痛を与えにくいサスペンションなどを有したものとしてございます。

また、取得する救急自動車につきましては、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,481万8,000円の交付を受けることが決定しており、大規模災害発生時には消防庁長官の派遣要請に基づき、速やかに災害派遣となる車両でございます。

4ページには、救急車両の設計図でございますが、ご確認いただければと存じます。

追加資料調達概要の説明に戻ります。11番、入札経過、令和元年5月15日公告、令和元年5月30日 改札、同じく5月30日仮契約。

12番、予定価格の設定、見積もり業者1社、見積額3,881万2,958円、予算計上額4,230万円。いずれ も税込みでございます。

入札結果は、郵便入札1社でありました。

以上でございます。

続きまして、議案第4号、同じく財産の取得についてご説明申し上げます。

購入物品、数量、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台。

- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、取得予定価格4,235万6,306円。
- 4、契約の相手方、東京都港区芝5丁目36番7号、株式会社モリタ東京営業部、部長山北忠司です。 追加資料の議案第4号の参考をお開き願います。調達概要でございます。重複する箇所は省略させ ていただきます。
 - 2、納入場所、筑西広域市町村圏事務組合消防本部。
 - 4、予定価格4,366万8,200円。
 - 5、落札価格4,235万6,306円。いずれも税込みでございます。
 - 6、落札率97%。

納入期限が令和2年2月28日でございます。

調達目的は、筑西消防署川島出張所の消防ポンプ自動車の更新でございます。

10、仕様ですが、議案書2ページ、そして3ページに仕様書概要をお示ししてございます。概要としましては、3トン級の消防車専用ダブルキャブオーバー型の国産品で、最新の排出ガス規制に適合しているディーゼルエンジンの車種に、計量頑丈コンパクトな一段ボリュート式水ポンプと圧縮空気泡消火装置を装備し、火災に対し速やかに活動できるものでございます。

また、取得するポンプ車は、先ほどの救急車と同様、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,353 万8,000円の交付を受けることが決定をしており、大規模災害発生時には消防庁長官の要請を受け、災 害派遣となる車両でございます。

4ページは、消防ポンプ車の設計図でございます。ご確認いただければと存じます。

追加資料調達概要の説明に戻らせていただきます。11番、入札経過、令和元年5月15日公告、同じく5月30日改札、令和元年5月30日に仮契約となっております。

12番、予定価格の設定、見積もり業者1社、見積額4,366万8,200円、予算計上額4,400万円。いずれ も税込みでございます。

13番、入札の結果は、郵便入札で2社入札となり、記載のとおりとなってございます。 説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、三浦 譲君。

〔17番 三浦 譲君登壇〕

O17番(三浦 譲君) 素朴な質問をしますけれども、納入者は、落札者は茨城トヨタ自動車株式会社と、このような入札をする場合に、仕様などとかいろいろな技術的なレベルということが地元の業者ではこれは請け負えないのかどうなのか。入札も一般競争入札でやったのか指名でやったのかということもありますけれども、できれば地元の業者に仕事をしてもらいたいというのは、みんなの税金でやっているわけですから当然だと思うのですが、その辺可能なのかどうなのか、状況を教えていただきたいと思います。

〇議長(仁平正巳君) 三浦 譲君の1回目の質疑に答弁願います。

杉山消防長。

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) 答弁させていただきます。

県内で販売している消防庁認定の高規格教急自動車につきましては、トヨタ自動車と日産自動車の 2社となってございます。また、高規格教急車に積載する高度教命処置資機材は、高度管理医療機器 等の販売許可を受けているところでなければ販売ができないということになっていることがございま す。 茨城県内で昨年平成30年度に県内に納入された救急車につきましては、22台あります。そのうちト ヨタ自動車が20台、日産が2台というようなことでございます。

あと、具体的な仕様については仕様書のほうを参考にしていただければと思いますけれども、うちのほうでは救急車内にエンジンの排気ガスができるだけ流入しないような構造であることとか、車内で応急処置をする際に、天井がある程度高い状況であることと、そういったいろんな状況を検証して仕様書として作成してございます。

以上でございます。

- **〇議長(仁平正巳君)** 三浦 譲君。
- **O17番(三浦 譲君)** ということは、地元の業者では資機材を買うことができない、そろえることができないという意味なのでしょうか。それとも、いろいろなルートでそれもやろうと思えば可能になるのかどうか。
- **〇議長(仁平正巳君)** 杉山消防長。
- **〇消防本部消防長(杉山貞夫君)** ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、値段的な問題があると思います。高度な機材を購入して、それをまた販売するという問題が 1点、あとは先ほど申し上げましたけれども、資機材は販売許可を受けている者でなければ販売でき ないということで、そういった点が1つあります。トータル的に考えると、市内の業者さんでは無理 なのかなということで、県内のどこの消防本部でも納入実績がないということでございます。

以上でございます。

- **〇議長(仁平正巳君)** 三浦 譲君。
- **O17番(三浦 譲君)** 詳しいことはよく分かりませんが、地元ではできないということですか。分かりました。
- **〇議長(仁平正巳君)** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

〔賛成者起立〕

- まず、議案第3号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]
- ○議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第4号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
- **〇議長(仁平正巳君)** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開 午後 4時10分

〇議長(仁平正巳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第9、議案第5号 令和元年筑西広域市町村圏事務組合一般会計 補正予算(第1号)を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

〇事務局長(福田 洋君) それでは、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ294万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ61億5,770万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

今回の補正予算の概要でございますが、まず1点目は、消防本部消防車両購入事業に対する国庫補助金の追加と車両購入額の確定に伴う消防債と備品購入費の減額をお願いするものでございます。

2点目は、国庫補助金と車両購入費の確定に伴う一般財源の減額分による予備費の増額をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、地方債補正の1、変更でございます。消防車両購入事業債の限度額の変更をお願いするもので、3,130万円を減額し、限度額を4,400万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じますので、12ページ、13ページをお願いいたします。2、歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金につきまして2,835万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは消防車両購入事業に対し、緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定されたことによる国庫補助金の増額でございます。

次に、款8項1組合債、目3消防債につきましては、国庫補助金の決定と消防車両購入額の確定に

より、災害対応特殊消防ポンプ自動車1,380万円と災害対応特殊救急自動車1,750万円の合計3,130万円の減額でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款5項1消防費、目1消防 総務費、節18備品購入費につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車と災害対応特殊救急自動車 の購入額が8,006万9,264円に確定したことにより、購入差金623万円を減額するものでございます。

次に、款8項1目1予備費につきましては車両購入額の減額分623万円から国庫補助金と地方債減額分の差294万4,000円を差し引きまして、一般財源分328万6,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について、原案の とおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号~議案第8号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(仁平正巳君) 次に、日程第10、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正についてから議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第6号について、福田事務局長。

[事務局長 福田 洋君登壇]

〇事務局長(福田 洋君) それでは、ご説明申し上げます。

議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正についてでございます。裏面の2ページをご覧願います。

筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例(平成29年条例第2号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとするものでございます。

今般の改正の理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布に伴う工業標準 化法の改正によりまして、各種工業製品の標準規格であります日本工業規格、いわゆるJIS規格の 名称が日本産業規格と改められることによるものでございます。

参考までに3ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと存じます。 以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(仁平正巳君) 続いて、議案第7号から議案第8号について、杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

〇消防本部消防長(杉山貞夫君) 議案第7号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。今回の改正は、令和元年10月1日に予定されております消費税率の引き上げに向けて、総務省消防庁における危険物手数料の見直しを検討した結果、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が10月1日施行となる予定でございます。このため、当組合の手数料条例も10月1日施行に向けて、今回の議会において改正を行うものでございます。

改正内容は、大規模な特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の3項目について、手数料の額をそれ ぞれ1万円引き上げるものでございます。

併せて、条例の題名、筑西広域市町村圏事務組合手数料条例が消防に関する手数料のみを規定している条例であることから、条例の題名に消防を加え、筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例とするものでございます。

また、第2条に掲げる手数料の種類の中で、火災による損害等の証明、いわゆる罹災証明の手数料 を罹災者の負担を少しでも軽減するため、削除するものでございます。

次に、第4条の手数料の免除ができるものに、災害復旧のための危険物の仮貯蔵、仮取り扱いを加えるものです。これにつきましても総務省消防庁から震災時等における危険物仮貯蔵、仮取り扱い等の安全対策及び手続に係るガイドラインの中で、震災時等の手数料の減免措置について要請があったことによるものでございます。

附則として、条例の施行日を改政令の施行日に合わせた令和元年10月1日とするものでございます。 参考としまして、3ページ以降に筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、新旧 対照表をお示ししましたので、ご参照いただければと思います。

続きまして、議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、ご説明申 し上げます。2ページをお開き願います。

今回の改正は、平成30年5月30日に不正競争防止法の一部を改正する法律が公布され、工業標準化

法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に定められたことに伴い、その改正を反映し、当組合の火災予防条例第16条に規定された避雷設備に関する事項において、日本工業規格を日本産業規格に改め、施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

また、平成31年2月28日に住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことによりまして、文言の整理のため、所要の規定の整備を図り、施行期日を公布の日とするものでございます。

参考としまして、3ページ以降に筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、新 旧対照表をお示ししましたので、ご参照いただければと思います。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第6号 筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔賛成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)

○議長(仁平正巳君) 次に、日程第11、議案外報告 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費 繰越計算書(一般会計)について説明を求めます。 福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

〇事務局長(福田 洋君) ご説明申し上げます。

議案外報告、平成30年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)についてでございます。

計算書の裏面、2ページをお願いいたします。一般会計款4衛生費、項2清掃費、事業名、し尿処理施設基幹的設備改良事業の継続費の総額は、平成30年度から令和2年度までの3カ年継続事業として14億3,199万6,000円でございます。平成30年度継続費予算現額は、予算計上額と同額の1,179万6,000円で、平成30年度分の計画書作成委託料でございます。支出済額及び支出見込み額1,135万800円は、平成30年度に支払った計画書作成委託料でございます。平成30年度継続費予算現額から支出済額及び支出見込み額を差し引いた残額344万5,200円を翌年度に逓次繰り越ししたものでございます。

次に、款 5 項 1 消防費、事業名、筑西消防署川島分署建設事業でございます。継続費の総額は、平成29年度から令和元年度までの 3 カ年継続事業として 9 億5,800万円でございます。平成30年度継続費予算現額 4 億520万円は、平成30年度分の工事費 3 億6,000万円及び工事監理費520万円と、平成29年度 逓次繰越額4,000万円を合わせた額でございます。支出済額及び支出見込み額 2 億9,589万4,800円は、平成30年度に支払った工事費、設計委託料及び手数料でございまして、平成30年度継続費予算現額から支出済額及び支出見込み額を差し引いた残額 1 億930万5,200円を翌年度に逓次繰り越しするものでございます。

財源内訳は、繰越金が2,690万5,200円で一般財源でございます。残り8,240万円が地方債で特定財源となってございます。令和元年7月16日報告。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(仁平正巳君) 次に、日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。 本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出が あったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

〇議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(仁平正巳君) 以上で、今臨時会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。 閉 会 (午後 4時28分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年7月16日

議			長	仁	平	正	巳	(EI)
臨	時	議	長	孝	井	恒	_	(EI)
署	名	議	員	佐	藤		仁	(EI)
署	名	議	員	林		悦	子	ED .